

● 4月1日、日本政府は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う水際対策強化に係る新たな措置として、カナダを含む49か国・地域の全域からの日本人を含む入国者に対し、PCR検査の実施、検疫所長の指定する場所での14日間の待機、日本国内において公共交通機関を使用しないことを要請することを決定しました。

●また、日本政府は、入管法に基づき入国拒否を行う対象地域として、カナダを含む49か国・地域の全域を追加しました。これにより14日間以内にこれらの国・地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否対象となります。

●本措置は、日本時間4月3日（金）午前0時以降に、日本に到着する飛行機等が対象となります。

1 カナダ等からの入国者に対する検疫の強化

（1）4月1日、日本政府は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う水際対策強化に係る新たな措置として、カナダを含む49か国・地域からの日本人を含む入国者に対し、PCR検査の実施、検疫所長の指定する場所での14日間の待機、日本国内において公共交通機関を使用しないことを要請することを決定しました。

（2）また、全ての地域からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請することを決定しました。

厚生労働省は、14日間の待機場所及び空港からその待機場所への移動手段を、家族や所属会社等を通じて事前に確保するようお願いしています。

厚生労働省ホームページ：水際対策の抜本的強化に関するQ&A（随時更新される予定です。）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkiryuu_00001.html

（問い合わせ先）

海外から：+81-3-3595-2176

2 カナダを含む入国拒否対象地域の追加

4月1日、日本政府は、入管法に基づき入国拒否を行う対象地域として、カナダを含む49か国・地域（注1）の全域を追加で指定しました。これにより14日以内にこれらの国・地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り（注2）、入国拒否対象となります。

法務省ホームページ：日本への上陸拒否地域等に関する情報

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

（注1）49か国・地域の内訳

アルバニア, アルメニア, イスラエル, インドネシア, 英国, エクアドル, エジプト, オーストラリア, カナダ, 韓国, 北マケドニア, キプロス, ギリシャ, クロアチア, コソボ, コンゴ民主共和国, コートジボワール, シンガポール, スロバキア, セルビア, タイ, 台湾, チェコ, 中国 (香港及びマカオ含む), チリ, ドミニカ国, トルコ, ニュージーランド, パナマ, ハンガリー, バーレーン, フィリピン, フィンランド, ブラジル, ブルガリア, ブルネイ, 米国, ベトナム, ボスニア・ヘルツェゴビナ, ボリビア, ポーランド, マレーシア, モルドバ, モロッコ, モンテネグロ, モーリシャス, ラトビア, リトアニア, ルーマニア

(注2) 4月2日までに再入国許可をもって出国した「永住者」, 「日本人の配偶者等」, 「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する者が同許可により入国拒否対象地域から再入国する場合は, 原則として, 特段の事情があるものとされます。4月3日以降に出国する者については, この限りではありません。なお, 「特別永住者」については, 入国拒否対象とはなっていません。

3 本措置は, 日本時間4月3日午前0時以降に日本に到着する飛行機等から対象となります。実施前に外国を出発し, 実施後に本邦に到着した者も対象となります。